

公共用地境界確定にかかる申請者の定義

公共用地の境界確定申請を行う場合は、原則として、土地所有者（土地登記簿謄本又は全部事項証明書の甲区欄記載の所有者）より行って下さい。土地所有者以外の方（土地の賃借人や地上権者等）からの申請は認められません。

但し、次の場合については、以下のとおりとします。

法人が土地所有者の場合は、代表者とします。但し、法人が解散又は倒産した場合は清算人又は管財人とします。

共有者の場合は、原則として共有者全員とします。但し、共有者の内のいずれかが委任を受けて代表して依頼することができます。その場合、受任者以外の方全員の委任状及び印鑑登録証明書の提出が必要です。マンション敷地所有者からの申請については、管理組合の規約等に記載があれば、その代表者名で申請を受け付けるものとします。記載がなければ、役員会の議決等の必要な措置を取って頂かなければなりません。

尚、境界確定謄本（抄本）発行申請については、共有者全員の申請を必要としません。（共有者の内の一人でも依頼が可能です。）

土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とします。但し、相続人の内のいずれかが委任を受けて代表して申請することができます。その場合、受任者以外の方全員の委任状及び印鑑登録証明書の提出が必要です。

尚、境界確定謄本（抄本）発行申請については、相続人全員の申請を必要としません。（相続人の内の一人でも申請が可能です。）

土地所有者が未成年の場合等は、法定代理人（親権者、後見人等）とし、申請者には法定代理人であることを証明する書類を添付し、土地所有者が記名の上法定代理人が併記押印して申請して下さい。

土地所有者の住所が遠隔地又はその他特別の理由により境界確定申請に支障ある場合は、土地所有者の委任の提出が必要です。

あくまでも例外措置ですので、やむ得ずこの取扱いを行う場合には、事前に窓口で十分に相談頂きますようお願いいたします。

都市計画法に基づく開発行為等その他特別の理由がある場合には、施行者が土地所有者に代わって申請することができます。その場合、委任状の提出が必要です。

但し、現地立会及び承諾については、委任を受けて申請することを認めておりません。